

#### 第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 共通規定</b> 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p><b>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</b> 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p><b>第1章 共通規定</b> 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p><b>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</b> 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</p>

第 68 条の 15 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 2 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 3 《国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 5 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 6 《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 7 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

第 68 条の 25 《特定農産加工品生産設備等の特別償却》関係

第 1 款 特定農産加工品生産設備

第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備

第 68 条の 26 《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係

第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係

第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係

第 68 条の 32 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却》関係

第 68 条の 15 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 2 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 3 《国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 5 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 6 《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 7 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

第 68 条の 25 《特定農産加工品生産設備等の特別償却》関係

第 1 款 特定農産加工品生産設備

第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備

第 68 条の 26 《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係

第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却》関係

第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係

第 68 条の 32 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却》関係

第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

### 第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係

第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

### 第 4 章 削 除

### 第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

### 第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係

第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

### 第 4 章 削 除

### 第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

## 第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

### 第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

### 第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

## 第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

## 第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例

第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

第 1 款 交際費等の範囲

第 2 款 損金不算入額の計算

## 第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

## 第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

### 第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

### 第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

## 第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

## 第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例

第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

第 1 款 交際費等の範囲

第 2 款 損金不算入額の計算

## 第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

#### 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

#### 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係

<p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他 第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他 第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係 第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係 第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p><b>第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</b> 第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用</p>	<p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他 第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他 第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係 第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係 第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p><b>第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</b> 第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用</p>
--	--

- 第 6 款 取引単位営業利益法の適用
- 第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
- 第 8 款 申告調整等
- 第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等
- 第 10 款 その他

**第 12 章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例**

- 第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係
- 第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係

**第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例**

- 第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係
- 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

**第 14 章 連結法人のその他の特例**

- 第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係
- 第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係
- 第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係
- 第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係
- 第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

- 第 6 款 取引単位営業利益法の適用
- 第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
- 第 8 款 申告調整等
- 第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等
- 第 10 款 その他

**第 12 章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例**

- 第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係
- 第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係

**第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例**

- 第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係
- 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

**第 14 章 連結法人のその他の特例**

- 第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係
- 第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係
- 第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係
- 第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係
- 第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

<p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p><u>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</u></p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>
--	---

二 第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)	(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)
68 の 88 (3) - 3 .....	68 の 88 (3) - 3 .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
④ 1 .....	④ 1 .....
..... <u>令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げるもの</u> .....	..... <u>著作権、基本通達 20-1-21 に定める工業所有権等</u> .....
.....	.....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....



三 第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>68 の 107 の 2-1 措置法通達 66 の 4 の 3 (1) - 1 から 66 の 4 の 3 (6) - 6 までの取扱いは、連結法人の連結国外所得金額 (法第 81 条の 15 第 1 項に規定する連結国外所得金額をいう。以下同じ。) の計算上、措置法第 68 条の 107 の 2 の規定を適用する場合について準用する。</u></p>	
<p><u>(独立企業間価格との差額の連結国外所得金額の調整)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>68 の 107 の 2-2 措置法第 68 条の 107 の 2 第 1 項に規定する「当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする」とは、連結法人の本店等 (法第 69 条第 4 項第 1 号に規定する本店等をいう。以下同じ。) とその国外事業所等 (同号に規定する国外事業所等をいう。以下同じ。) との間の内部取引 (同号に規定する内部取引をいう。以下同じ。) の対価の額とした額が独立企業間価格 (措置法第 68 条の 107 の 2 第 1 項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。) と異なることにより、当該連結法人の当該連結事業年度の連結国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となる場合又は損失等の額が過少となる場合は、その差額を当該連結事業年度の連結国外所得金額の計算上減算することをいうことに留意する。</u></p>	
<p><u>(四) この差額の調整が、当該連結国外所得金額の計算上、例えば、損金の額に算入されない寄附金の額のうち国外源泉所得 (法第 69 条第 1 項に規定する国外源泉所得をいう。) に係る所得を生ずべき業務に係る寄附金の額に対応する部分の金額に影響を及ぼす場合には、これについても再計算することに留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(独立企業間価格との差額の連結国外所得金額への加算)</u></p> <p><u>68 の 107 の 2-3 国外事業所等がその本店等に支払うこととされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格を超える場合又は国外事業所等がその本店等から支払を受けることとされる内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格に満たない場合における独立企業間価格との差額については、連結国外所得金額の計算上加算できないことに留意する。</u></p>	(新 設)

#### 四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 145 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年財務省令第 28 号）をいう。以下同じ。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(2)…比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の 68 の 88(3) - 3 の取扱いは、連結法人の法</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度(以下経過的取扱い(3)までにおいて「連結親法人事業年度」という。)が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(3)…連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の68の107の2-1から68の107の2-3までの取扱いは、連結法人の連結親法人事業年度が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度の措置法第68条の107の2第1項に規定する連結国外所得金額の計算について適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>